



八幡郡のうち	岩美郡のうち	倉吉市のうち	玉津砂瀬坂見寺
郡家町の大字	田中町 大字	下米瀬、上米瀬、今在原、大立、若、福松、岡	古萬野、河内、野、赤岩、赤坂、新篠道、上原、柳、朝日、月、源太、安、成文、中島、見田
福部村全域	岩美町 大字	下木瀬、今在原、大立、立見、立見、櫻波、鰐谷、中河舟、荒舟、上地、上木原、雨濱、松尾、山崎、上石井、木原、古野	本中村、高尾、河上、上原、柳、朝日、月、源太、安、成文、中島、見田
市瀬岡、市瀬場、麻原、生、下津黒、葛岩、明別	田中町 大字	百井、万代井、大久能寺、大門、西門、谷門、米石	尾野、河上、上原、柳、朝日、月、源太、安、成文、中島、見田
府、寺、王、市、谷、西門	福部村全域		

江府町大字  
貝獨宮市栄安  
田机助、美助次、  
奥用、杉谷下鉢屋

三

Q.  
八

河原町大字天神原、一木、谷、喫田、河原 小和田、常、牛戸、坂谷、袋河原、一木、長	鈴生治村金城 鈴岡町大字大江、下野、樋木、水口、坂上、水根市、馬本小本河原内、山佐貢、山土上、
八東町、金城 若桜町、金城	智頭町、金城
氣高郡のうち 氣高町、大字上光、下光元、常候、	西谷、草福、福井、郡上、
鹿野町、大字富吉、宝木、與沢見候、	志子部、見候、
青谷町、大字鹿内所、大坪、城、奥崎、河内、	
貴郷町、大字鹿内所、大坪、城、奥崎、河内、	
東伯郡のうち 関金町、大字春久寺、愚河原、大 鳥居、安歩、野添、	
小泉、米高、福原、	
明高、昭、今西、	
東伯町、大字 上伊勢、浦安、下伊勢、	
万、丸尾、笠見、八 橋、竹内、宮木、高岡、	
赤穂町、大字竹内、宮木、高岡、	
西伯郡のうち 中山町、大字下甲、赤坂、田中、 南畠、下御崎、上宋田、	
西伯町、大字船竹、下中谷、上中谷、	
大山町、大字所子、平木、神原、	

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

日野郡のうち	日南町大字 赤塚、今坊、 長田、上万、平田、 宮内、佐野、 福井、今坊	大山町大字 佐陀、小波、 中西、高井谷、 本宮、福井	岸本町大字 佐城、吉、 高井、安原、 宮、富岡、 保田、高岡、 平、福井、 今坊	日吉津村全 旋江町大字 佐城、 高井、 坂井、 金岡、 谷	日吉津村全 岸本町大字 佐城、 高井、 坂井、 金岡、 谷	金見町大字 高船、 水川、 坂井、 上野、 鷲平、 高船、 坂井、 小町、 金岡、 谷	西伯町大字 境、 水川、 坂井、 上野、 鷲平、 高船、 坂井、 小町、 金岡、 谷	金見町大字 高船、 水川、 坂井、 上野、 鷲平、 高船、 坂井、 小町、 金岡、 谷	中山町大字 羽田、 井上、 鷲平、 高船、 坂井、 小町、 金岡、 谷	西伯郡のうち	中山町大字 羽田、 井上、 鷲平、 高船、 坂井、 小町、 金岡、 谷	赤崎町大字 湯澤、 含坂、 大江、 金、 雲坂、 光、 尾張	北之町大字 西高尾、 千浦、 島、 島園、 井倉、 本杉、 別宮、 古坂、 下、 官場、 八反田、 杉地、 光好、 杉下、 下、 古坂、 田、 地、 好、 三保
--------	---	-------------------------------------	--	---	---	---	--	---	---	--------	---	---	--

五  
九

1

三

鳥取県告示第五百三十三号  
豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）  
第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるお  
それがある物品の移入を禁止する区域として広島県を指定する。  
昭和四十一年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号  
昭和四十一年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。  
昭和四十一年十月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治  
一 日 時 昭和四十一年十月十一日 午前十一時

(第三種郵便物認可) 昭和41年10月11日 火曜日 鳥取県公報 第3775号

<p>八四都のうち 智頭町大字西谷、中原、西野、阿場、新坂、大内、豐田、大母、喜連、八河等</p> <p>氣高町大字酒津</p>

帝國政府の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登 録 の 年 月 日

鳥 国 酒 二 五 八 大 川 千 勲 子 昭和四十一年八月五日

鳥取県告示第五百三十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十月十一日

鳥取県教育委員会告示第二十九号  
定例教育委員会を次のとおり招集する。  
昭和四十一年十月十一日

一 会場 鳥取市東町 教育委員会議室  
二 場所 鳥取市東町 教育委員会議室  
三 時間 1 昭和四十一年度教育委員会の開催  
2 市町村教育委員会の開催について  
3 その他

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項に規定する理容師  
試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第3条第1項に規定する  
美容師試験を次のとおり実施する。

昭和41年10月11日

(1) 学科試験

1 試験の日時及び場所  
鳥取県知事 石 勝 二 朗

<p>日時 昭和41年10月31日 年前9時 場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県行会議室 米子市の金町2丁目 米子保健所大会議室</p> <p>(2) 実地試験</p> <p>日時 昭和41年11月14日 年前9時 場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校</p> <p>2 受験資格</p> <p>次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、理容師試験受験者については厚生大臣の指定した理容師養成施設において、美容師は該受験者にあつては厚生大臣の指定した美容師養成施設において、昼間課程については1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上通宵課程にあっては2年以上理容師又は美容師たるに必要な知識及び技能を修得した後1年以上の実地習練を経たもの</p> <p>(1) 学校教育法(昭和2年法律第26号)第47条に規定する者</p> <p>(2) 国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者</p> <p>(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終つた者</p> <p>(4) 理容師試験受験者にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に、美容師試験受験者にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に規定する者</p> <p>3 試験の方法</p> <p>試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格したもの</p>		<p>た者がなければ受けられることができない。</p> <p>4 出願の方法</p> <p>(1) 願書の提出期間</p> <p>昭和41年10月11日から昭和41年10月20日まで(郵送のものについては、昭和41年10月20日までの前日のあるものは有効とする。)</p> <p>(2) 願書の提出先</p> <p>ア 県内居住者は、所在地を管轄する保健所 イ 県外居住者は、鳥取市東町1丁目 鳥取県厚生部衛生課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受験願書(別紙様式によること。) イ 横溝書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なつた場所及び期間を記載すること。) ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業證明書 エ 実地習練を終了したことを証する書面 オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項證明書 カ 写真(出願前6月以内に撮影した名刺判、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)</p> <p>(4) 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類にかえて、知事の発行した理容師又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。</p> <p>5 試験手数料及びその納付方法等</p>						
<p>(1) 試験手数料 1,000円</p> <p>(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけすこと。この場合捺印をしないこと。</p> <p>(3) 既納の手数料は還付しない。</p> <p>6 試験場に持参するもの</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>受験通知書、筆記用具及び昼食</p> <p>(2) 実地試験</p> <p>ア 受験通知書、昼食及び上ばき イ 理容師試験を受ける者 ウ 美容師試験を受ける者 白衣、コールドバークオントウェーブ等の衛生上必要な器具、材料、化粧品及び応急薬品</p> <p>7 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。ただし、美容師試験に係るモデルは、なるべく年令18才から30才までの者で、美に著しい跡のないものであること。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。 (2) 試験について不明の点がある場合は、所在地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に相談すること。 (3) 文書による照会には、15円切手を同封すること。</p>		<p>別記様式(B列5号)</p> <p>理容師(美容師)受験願書</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">収入証紙</td> <td style="text-align: center;">住 所(番地及び○○の方も記入すること。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">はりつけ欄</td> <td style="text-align: center;">(ふりがな)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> </tr> </table> <p>年 月 日 生</p> <p>理容師法第2条第1項(美容師法第3条第1項)に規定する理容師(美容師)試験を受験いたしたいので、別紙履保書類を添えてお願いします。</p> <p>鳥取県知事 石破二朗 殿</p> <p>(注) 実地試験のみの受験者は横溝の下に「実地試験」と朱記すること。</p>	収入証紙	住 所(番地及び○○の方も記入すること。)	はりつけ欄	(ふりがな)		氏 名
収入証紙	住 所(番地及び○○の方も記入すること。)							
はりつけ欄	(ふりがな)							
	氏 名							